

証券取引に係る預り金等に関する報告書  
(        年    月 分)

財 務 大 臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日： \_\_\_\_\_

報 告 者： \_\_\_\_\_

名 称 及 び  
代表者の氏名 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

責任者記名押印

又 は 署 名 \_\_\_\_\_

担当者の氏名（電話番号） \_\_\_\_\_

(単位：百万円)

取 引 種 類	月 中 受 入 額	月 中 払 出 額	当 月 末 残 高
証券売買に係る預り金			
非居住者の信用取引 に係る貸付金	(返 済)	(貸付け)	
非居住者の信用取引に 係る貸証券受入れ金	(受入れ)	(払出し)	
非居住者の発行日取引 の売付け	(売付け)	(反 対)	
非居住者の発行日取引 の買付け	(反 対)	(買付け)	
信用取引等に係る 委託保証金			

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 3 上記取引に係る非居住者との間の資金の月中の受払い及び月末残高を円換算の上、記入すること。
- 4 「証券売買に係る預り金」欄には、証券の条件付売買取引に係るマージンコール発生に伴う担保金、デリバティブ取引又は証券貸借取引に係る担保金又は証拠金及び信用取引又は発行日取引に係る預り金を含まないこと。
- 5 「信用取引等に係る委託保証金」欄には、非居住者の信用取引又は発行日取引に係る委託保証金についてのみ記入すること。

(日本工業規格A4)

**「証券取引に係る預り金等に関する報告書」記入の手引**  
(直近改訂時点：2013年7月)

**1. 報告を要する者**

- (1) 外為令第11条の2第5項第11号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関のうち、外為令第11条の2第1項に規定する金融商品取引業者（以下「承認金融商品取引業者」という）
- (2) 報告省令第21条の規定に基づき報告をする金融商品取引業者（承認金融商品取引業者を除く）
- (3) 報告省令第22条第1項又は第2項の規定による報告をする金融商品取引業者（承認金融商品取引業者を除く）

**2. 報告の根拠となる法令条文**

- (1) 報告省令第14条の2第5項（1.（1）に該当する者）
- (2) 報告省令第22条第5項（1.（2）又は（3）に該当する者）

**3. 報告書の提出先と照会先**

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1  
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 62番窓口  
（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱30号  
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ）
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先を参照

**4. 報告書に計上する期間**

毎月中（1日～月末日）

**5. 報告書の提出期限**

翌月15日まで。

—— 提出期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

**6. 提出部数**

1部

**7. 報告書に記入する金額単位と使用する換算レート**

- (1) 金額単位：百万円（単位未満四捨五入）。
- (2) 円以外の通貨を円に換算する場合のレート：報告省令レート

**8. 記入の方法と留意点**

- (1) 「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

## (2) 「名称及び代表者の氏名」欄

代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。

## (3) 「責任者記名押印又は署名」欄

イ. 報告の提出につき授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり肩書は問わない。

ロ. 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。

ハ. 署名（自署）した場合は押印不要。

## (4) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

イ. 担当者は、本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

## (5) 各項目の記入について

イ. 「**証券売買に係る預り金**」欄には、非居住者からの預り金について、受入額を「**月中受入額**」欄、払出額を「**月中払出額**」欄、残高を「**当月末残高**」欄に、それぞれ外為経理基準に基づき経理された金額をもって記入すること。

（注）①証券の条件付売買取引に係るマージンコール発生に伴う担保金、②デリバティブ取引又は証券貸借取引に係る証拠金・担保金は本報告の対象外。

ロ. 「**非居住者の信用取引に係る貸付金**」欄には、非居住者への貸付金額を「**月中払出額**」欄、非居住者からの返済金額を「**月中受入額**」欄、貸付残高を「**当月末残高**」欄にそれぞれ受渡日ベースで記入すること。

ハ. 「**非居住者の信用取引に係る貸証券受入れ金**」欄には、当該受入金の受入金額を「**月中受入額**」欄、払出金額を「**月中払出額**」欄、受入残高を「**当月末残高**」欄にそれぞれ受渡日ベースで記入すること。

ニ. 「**非居住者の発行日取引の売付け**」欄には、非居住者の売付金額を「**月中受入額**」欄、反対売買による買付金額を「**月中払出額**」欄、売付残高を「**当月末残高**」欄にそれぞれ決済日ベースで決済金額をもって記入すること。

ホ. 「**非居住者の発行日取引の買付け**」欄には、非居住者の買付金額を「**月中払出額**」欄、反対売買による売付金額を「**月中受入額**」欄、買付残高を「**当月末残高**」欄にそれぞれ決済日ベースで決済金額をもって記入すること。

ヘ. 「**信用取引等に係る委託保証金**」欄には、非居住者が信用取引及び発行日取引に係る委託保証金として報告者に差入れる資金について、当該資金の受入金額を「**月中受入額**」欄、払出金額を「**月中払出額**」欄、受入残高を「**当月末残高**」欄にそれぞれ記入すること。

(6) 本報告の対象となる取引がない場合には、報告省令第21条の規定による報告をする者を除き、本報告書の提出を要しない。一方、報告省令第21条の規定による報告をする者は、「該当なし」と記入して報告すること。なお、本報告の対象となる取引があるものの、報告単位金額に満たない場合には、「0」と記入のうえ報告すること。